文化財とは

文化財とは、国民の文化遺産であり、祖先から残された文化的所産です。

文化財は、日本人の生活の跡を物語るものであり、これなくしては我が国の歴史や 文化・国民性を正しく理解することはできません。

さらに、文化の発展向上や、新しい文化の創造も従来の文化の継承の上にはじめて なされるものです。

行政的に対象とする文化財については、「文化財保護法」という法律で定義されて おり、以下のとおり分類されます。

文化財の分類

有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの、並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料をいいます。

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の 高いものをいいます。

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及び これらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、生活の推移の理解のため 欠くことのできないものをいいます。

記念物

貝づか、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、 庭園、橋梁、峡谷、湖沼、山岳その他の名勝地で、芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、 並びに動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものをいいます。

文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で、学術上価値の高いものをいいます。

伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の 高いものをいいます。